

25年度補正予算

▼一般会計補正予算(第6号)

円減額。直営診療施設勘定で829万7千円を減額。歳入歳出の総額を事業勘定9億3千23万3千円、直営診療施設勘定1億5千482万2千円とする。

(可決 全員一致)

各事務事業について決算見込みに対する予算精査を行い、増減額を計上するとともに、国の経済対策を受けて、木造住宅耐震診断調査事業1千485万円、木造住宅耐震改修助成事業2千250万円、木造住宅耐震改修設計費補助事業500万円、林道太夫畑線整備事業4千955万円、社会資本整備総合交付金事業9千215万円、道整備交付金事業8千250万円、消防救急デジタル無線整備事業1億2千368万円を計上。また、交付税の留保分等として財政調整基金に6億1千400万円を積立、歳入歳出9億3千600万円を増額し歳入歳出の総額を75億900万円とする。(可決 全員一致)

▼介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

介護報酬改定に伴うシステム改修費168万円を増額し、歳入歳出の総額を7億8千770万8千円とする。

(可決 全員一致)

▼簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

施設整備費1千436万2千円を減額し、歳入歳出の総額を3億812万3千円とする。

(可決 全員一致)

▼国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

事業勘定で3千723万2千

条例の制定・改正

▼津野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

以下の業務及び措置のため国・他の地方公共団体等から派遣された職員に対して災害派遣手当を支給することができるよう改正するもの。

- ・大規模災害からの復興に関する法律第35条に規定する復興計画の作成等
- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第3項に規定する国民の保護のための措置
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置

(可決 全員一致)

▼津野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高知県人事委員会勧告の

趣旨を考慮し、給与構造改革における経過措置については、平成26年度は当該額に2分の1を乗じて得た額(上限5千円)を減額し平成27年以降も5千円ずつ段階的に減額し廃止するもの。

(可決 全員一致)

▼消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率(以下「消費税率」という。)が現行の5%から8%に引上げになることから、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び津野町公共物管理条例に係る使用料、津野町道路占用料徴収条例に係る占用料を、同様に5%から8%に引上げる改正を行うもの。

(可決 全員一致)

▼津野町国民健康保険条例の一部を改正する条例

国保会計が実質収支上、

赤字運営が続いており、国民健康保険運営協議会からの答申を受け賦課総額合計を4.6%引き上げる税率の改正を行うもの。

(可決 全員一致)

▼津野町社会教育委員条例の制定

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い津野町社会教育委員の委嘱の基準を定めることを目的とし、津野町社会教育委員の定数及び任期に関する条例を全部改正するもの。

(可決 全員一致)

▼津野町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

津野町立図書館虎太郎館を開館することに伴い、図書館名称及び位置を追記する改正を行うもの。

(可決 全員一致)